
若者の自立支援分野から考える 生活困窮者対策の在り方について

特定非営利活動法人
NPOスチューデント・サポート・フェイス (S.S.F.)



代表理事 谷口 仁史



【目次】

○生活困窮者対策や生活保護制度の見直しを進めるに当たっての基本的な考え方・・・3

- ・本来支援が必要な若者にアプローチできているのか？
- ・積極的かつ直接的な支援が必要なのではないのか？
- ・社会参加・自立まで責任を持って見届ける体制が必要なのではないのか？

○公的支援の不備を補うS.S.F.の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく佐賀県の取組
- ・法定協議会において中核機関として位置づけられるS.S.F.
- ・一NPOが法定協議会で中核機関として位置づけられた理由
- ・従来型の訪問支援の取組と一体何が違うのか？
 - ①「関係性」に着眼したナナメの関係の活用
 - ②アウトリーチの特性を活かした環境への働きかけ
 - ③「個」の限界を補うための組織的バックアップ体制
 - ④一組織の限界も前提としたネットワーク活用型支援
- ・アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチの実例

○生活困窮者対策や生活保護制度の見直しを進めるに当たっての方策・・・・・・・・17

1. 慣習的に実施されている支援方法の見直し
 - ア) 適切な「見立て」と「支援」ができる専門職の最前線への配置
 - イ) 複数の専門職によるチーム対応を原則とした相談体制の強化
2. 関連支援機関との適切な役割分担と積極的な連携
 - ア) 地域若者サポートステーション事業の強化による適切な役割分担
 - イ) 積極的な連携を可能とするためのインセンティブ(人材・予算)の確保
 - ウ) NPO等民間を費用対効果を高めるための取組の推進
3. 責任を持って自立まで見届けるための補完的対策
 - ア) 専門的アウトリーチノウハウを持った伴走型コーディネーターの配置
 - イ) 社会的企業の創設・支援による公的支援手段の拡充
 - ウ) 複数分野の委託事業を組み合わせることによって総合的な体制を整える



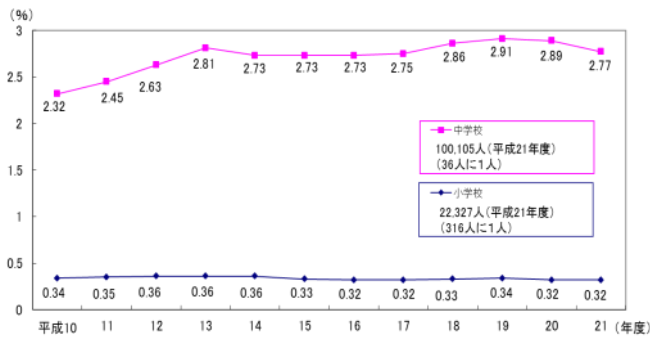
生活困窮者対策や生活保護制度の見直しを進めるに当たっての基本的な考え方①

【従来型の支援の特徴①】

専門家の配置や相談窓口の開設等「施設型」「来訪型」支援が公的支援の主流であり、これらの窓口の多くは当事者の自発的な相談行動を支援の前提としている。

「施設型」「来訪型」支援の拡充に反した厳しい現実

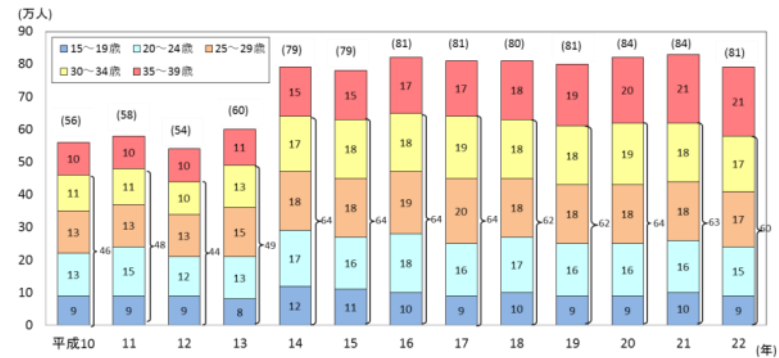
小学校及び中学校における不登校児童生徒数(30日以上欠席者)の割合の推移



(注)1. 平成18年度以前は、中学校に中等教育学校前期課程を含む。
2. 不登校(平成10年度までは「学校からいじめ」)とは、何らかの心理的・精神的・身体的・あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくもできない状態にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)をいう。
資料: 文部科学省調べ

中学校の不登校児童生徒は36人に1人、小学校の不登校児童生徒は316人に1人。

若年無業者(いわゆるニート)数の推移



(注)1. 若年無業者については、非労働力人口のうち家事や通学していない者として集計。
2. 15~34歳計は、「15~24歳計」と「25~34歳計」の合計。15~24歳計は、「15~24歳計」と「25~29歳計」の合計。
資料: 総務省統計局「労働力調査」

若年無業者数は横ばい(高止まり状態)で推移。

施設に足を運ぶこと自体に困難を抱えている子ども・若者の存在



「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者にアプローチできていないのではないか？



生活困窮者対策や生活保護制度の見直しを 進めるに当たっての基本的な考え方②

【従来型の支援の特徴②】

不登校、ひきこもり、非行、ニート等の支援機関では、表面的な状態を改善するための助言・指導、カウンセリング、適応訓練、投薬等本人に対する対応が中心となっている。

子ども・若者が抱える問題の深刻化かつ複雑化

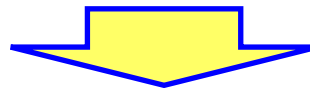
「不登校」対策で実際に対応が必要になった事項

- いじめ被害、暴行、恐喝、性犯罪・・・
- 性的・身体的虐待、ネグレクト、DV、貧困、離婚問題・・・
- 出会い系サイト被害、ドラッグ、児童売春、援助交際・・・
- 摂食障害、リストカット、うつ、強迫性障害、統合失調症・・・
- 学習障害、自閉症、アスペルガー等発達障害・・・
- ネット依存、ギャンブル依存、ストーカー行為・・・
- 暴走行為、粗暴行為、暴力団勧誘、青少年犯罪・・・

県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査(23年度)

- 精神疾患(疑い含む)・・・45.8%
- 発達障害(疑い含む)・・・53.1%
- 依存行動(ネット依存等)・・・44.3%
- 虐待(疑い、過去の経験含む)・・・21.8%
- 家族問題(家族の精神疾患、DV等)・・・70.9%
- 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)・・・23.8%
- 多重困難家庭・・・86.3%

いじめ被害による自殺、虐待による致死事件等に象徴される環境への介入の必要性



生育環境の問題の解消も含め
積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？



生活困窮者対策や生活保護制度の見直しを進めるに当たっての基本的な考え方③

【従来型の支援の特徴③】

年齢別、問題別に相談窓口等が設置されたことで専門性の向上は見られるものの、とりわけ複合的な問題を抱えるケースなどは問題の解決や社会参加・自立まで見届けるのが難しい。

自立を難しくする学校教育段階での躓きの実態

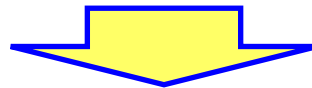
「さが若者サポートステーション」における
「ニートの状態にある若者」の実態調査

修学時の不適応経験・・・70.2% (97.2%)
いじめ被害経験・・・30.5% (52.8%)
支援機関の利用経験(複数)・・・48.5% (63.1%)
※22年度調査、()内はアウトリーチ対象者に限定したもの

厚労省:「ニートの状態にある若年者の実態
および支援策に関する調査研究報告書」

不登校経験・・・37.1%
学校でのいじめ・・・55%
精神科又は心療内科での治療・・・49.5%
ハローワークに行った・・・75.8%

複数の公的支援を受けながらも自立できていない若者の存在



**社会参加・自立まで
責任を持って見届ける体制が必要なのではないのか？**



子ども・若者育成支援推進法に基づく佐賀県の取組

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

子ども・若者育成支援推進大綱

動案

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

策定

子ども・若者育成支援推進本部
(本部長:総理)

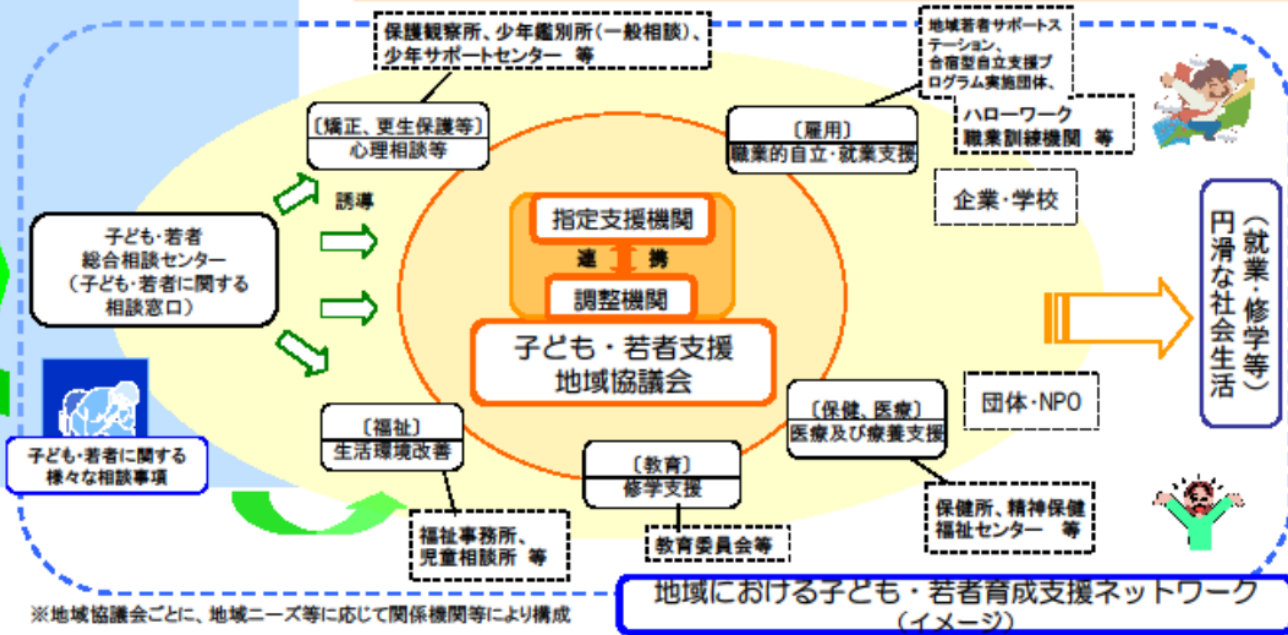
基本理念

国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善
 - 修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

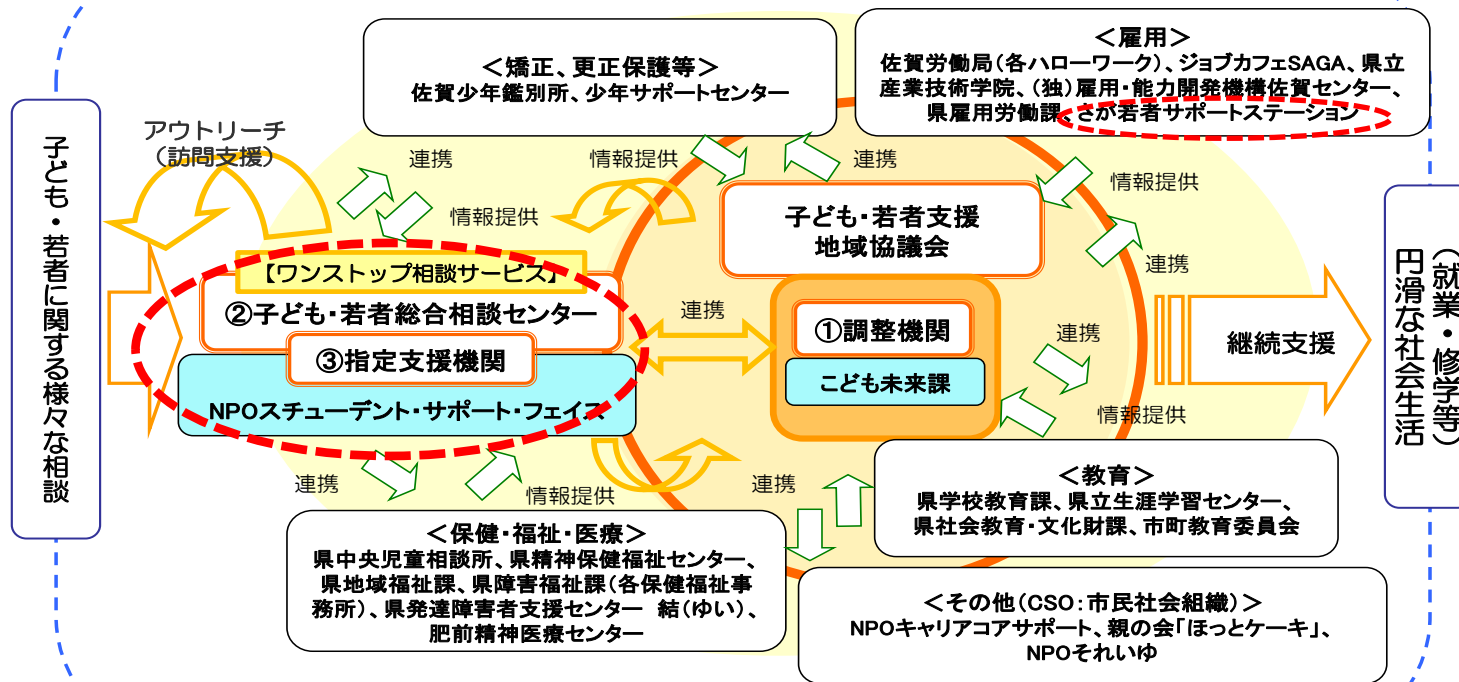


佐賀県は都道府県単位で全国初となる取組を展開



法定協議会において中核機関として位置づけられるS.S.F.

関連する県の行政上部組織がすべて参画する支援ネットワーク



個別分野の知見や施策を結集して困難を有する子ども・若者を総合的に支援

①調整機関(法第21条)

協議会運営の中核的存在
事務局機能
関係機関の役割分担や連携に関する調整

②子ども・若者総合相談センター(法第13条)

「たらい回し」を防ぐ一次的「受け皿」機能
ネットワークを活かした「つなぎ」機能
支援に関する専門的な情報の収集・提供等

③指定支援機関(法第22条)

アウトリーチ(訪問支援)及び関連支援
実践的・専門的な情報の提供及びリファー
法第15条第1項各号に規定する支援等

②、③をアウトリーチを地域若者サポートステーション事業を実施する当法人が受託することで
本来の意味での「ワンストップ型」相談サービスを提供



NPOが法定協議会で中核機関として位置づけられた理由

①NPO本体活動における実績



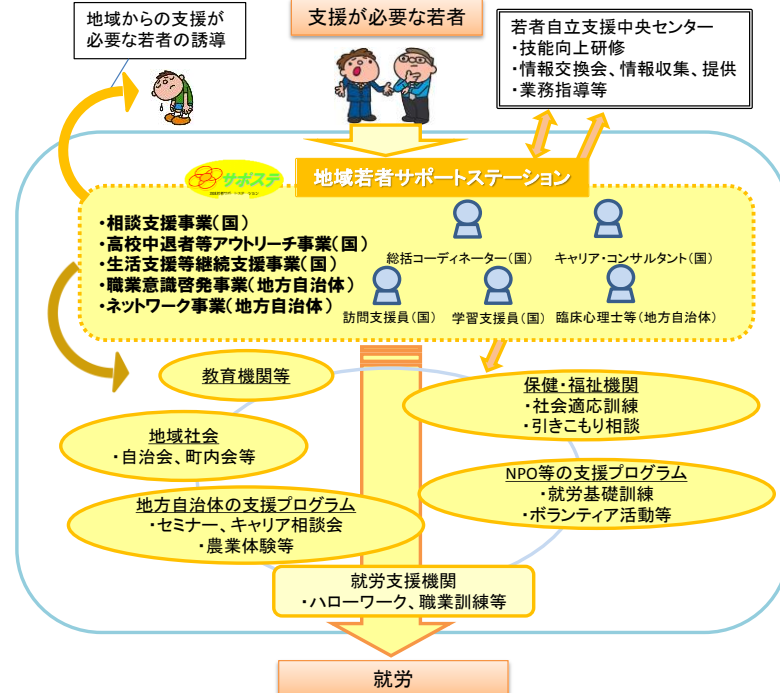
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
相談件数 (延べ件数)	820	1,744	2,659	3,991	4,223	4,427	4,237	4,436	4,718	31,255
面談人数 (月延べ件数)	185	322	629	2,059	3,260	3,266	2,715	3,119	3,328	18,883
派遣件数 (月延べ件数)	243	398	536	653	534	827	829	1,294	1,659	6,973

※一部委託事業との共有案件含む

派遣先の9割以上から学校復帰、脱ひきこもり、進学、就職等改善の報告

改善率9割の家庭教師方式のアウトリーチ

②さが若者サポートステーションにおける実績



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
相談件数 (延べ件数)	3,231	7,083	6,888	7,725	10,020	10,621	45,568
来所者数 (延べ件数)	2,235	4,670	4,471	4,302	6,677	8,108	30,463
受付カード数 (対象者実数)	204	313	357	423	511	528	2,336

全国平均との比較:相談件数4.5倍、来所者数1.8倍、受付カード数2.8倍

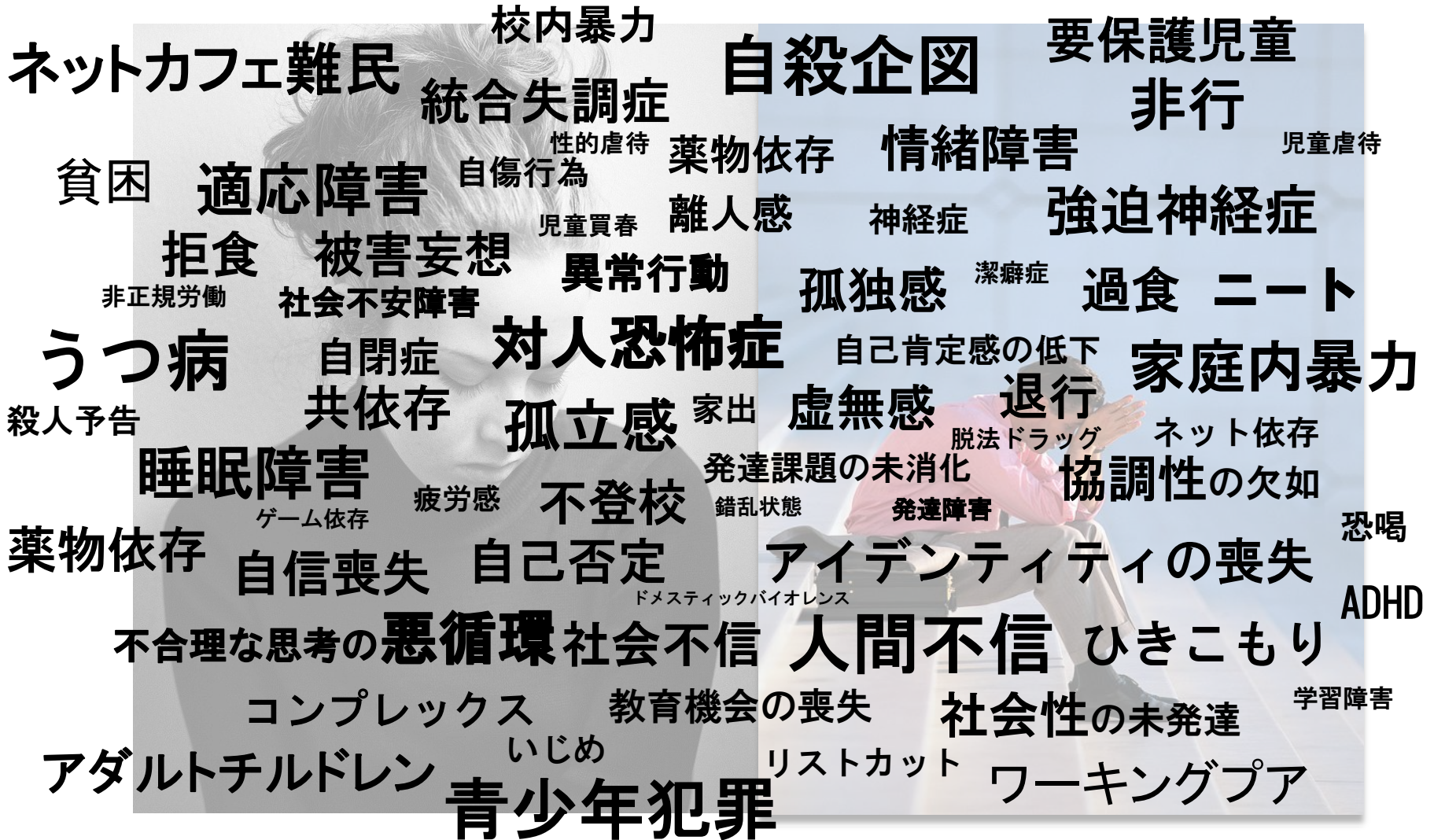
アウトリーチ関連の支援対象者約43%

専門的アウトリーチによる全国トップレベルの実績



従来型の訪問支援の取組と一体何が違うのか？

問題意識：社会は急激に変化を遂げているのに支援手法は昔のままで良いのか？



教育・医療・福祉等複数分野の知見を結集しエビデンスを基に発展的に再構築



①「関係性」に着眼したナナメの関係の活用

**問題意識：どんなにレベルの高い専門知識やノウハウを持っていても
若者の信頼を得られなければ通用しない！**

若い世代の相談員による家庭教師方式

- 「お兄さん」「お姉さん」的な身近な存在
- 世代間のギャップ軽減
- 共感的なコミュニケーション
- 先生でも同級生でも親でもない第3者的アプローチ
- 「ナナメ」の関係性を活かした信頼関係
- 「学び」や「遊び」を通じた心のケア
- 人間性(生き方)「モデル」の提示

**有資格者及び資格取得見込者等を対象に
「選抜研修制度」を活用して適材を選任**



訪問の際は事前に本人同意を取る方式で、必要に応じて手紙やE-mail、Webサイトを通じた間接的な働きかけを行うなど関係性を重視した援助手法を採用

①「関係性」に着眼したナナメの関係の活用



当事者にとっての「支援者」の存在とは？

～約7年間ひきこもり状態が続いた19歳(男)の相談事例を通して～

【S.S.F.が訪問する以前に関わった複数の支援者】

担任、副担任、生徒指導、校長、教頭、養護教諭、臨床心理士
教育相談員、適応指導教室指導員、フリースクール、警察
看護師、精神科医、複数の親類、民生委員、宗教家…

結果

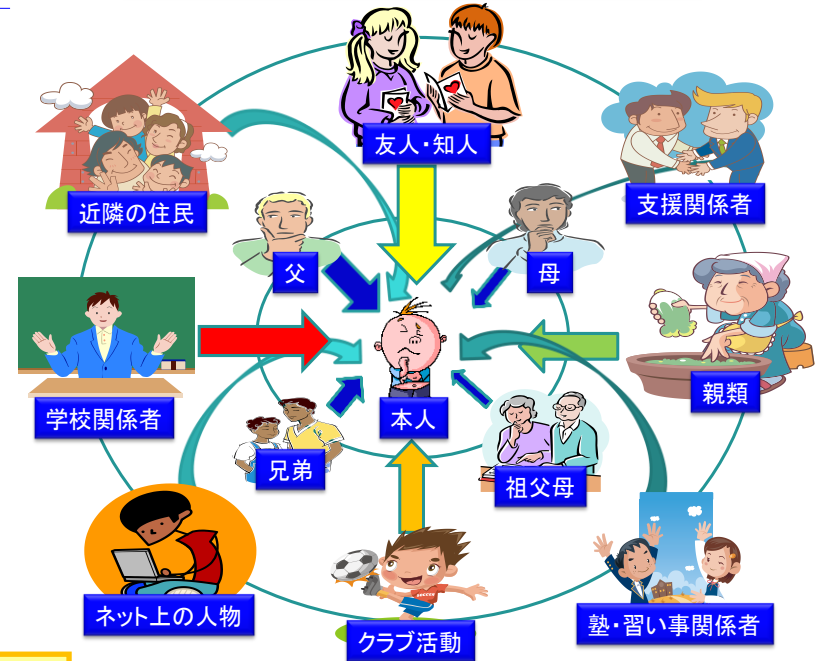
暴力的な対応による「人間不信」と「対人恐怖」

極端な受容による「退行」と「家庭内暴力」

長期化・深刻化・家庭崩壊

単なる専門職の派遣でうまくいくのか？

相対的要素を持つ「関係性」



支援機関側の都合ではなく本人と支援者の相性等まで加味

どんな存在が彼らにとって一番受け入れ易いのかを考える！

家族やその他外部関係者との関係性、支援経験やその後の経過
等言葉のやりとりレベルまで多角的に分析した上で枠組を設定



②アウトリーチの特性を活かした環境への働きかけ

問題意識：環境への直接的介入なくしては命すら守れない子ども・若者もいる

アウトリーチの特性を活かした支援

- 孤立状態にある対象者への直接的支援
- 生活場面の中からの多角的な見立て
- 不適応行動の根本要因の把握及び改善
- 第三者の継続的な関わりを通じた環境の変化
- 自立のために必要な適切な支援への誘導
- 自立に向けた環境のコーディネート



不登校、ひきこもり、非行等状態の改善には背景にある要因の解決が必要になる場合も少なくない

相談室等からは見えない「生活場面」を共にすることによって精度の高い見立てを実施する

当事者が言葉にできない思いや表現できないその状態にまで配慮したきめ細かい支援を展開

助言等による支援の枠組を超えて生育環境の問題の改善も含めて直接的に支援



③「個」の限界を補うための組織的バックアップ体制

問題意識：個人の資質や経験に頼った支援ではこれまでの限界を超えられない

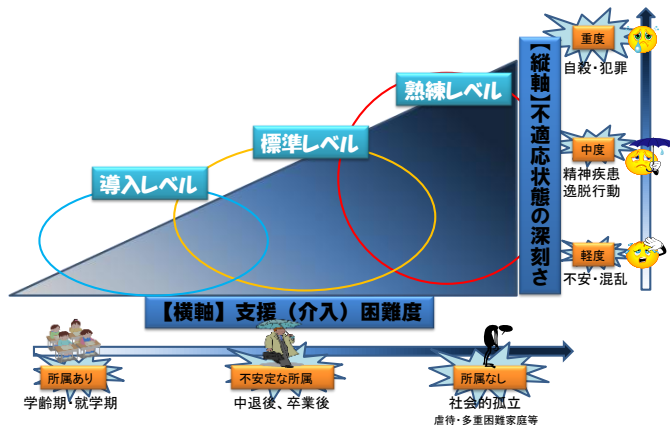
実績を有する専門家のバックアップ

- 臨床心理士、産業カウンセラー等専門職の配置
- 経験と実績を有する支援コーディネーター(SC)の配置
- SCによる困難事例や家族問題への対応と支援
- 支援ネットワーク構成機関との連携による専門的支援
- 医療機関等適切な支援へのリファー
- 行政施策等社会的取り組みとの連動

予め組織内に多様性を内包
【登録スタッフが有する資格】

キャリア・コンサルタント、臨床心理士、社会福祉士、産業カウンセラー、学校心理士、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、職業訓練校指導員免許、心理相談員、精神保健福祉士、SSF支援コーディネーター、薬剤師、医師、看護師、LD教育士等

介入困難度と対象者の状態で分類するアウトリーチレベル



各レベルに応じた役割分担とコーディネーターによるケースマネジメント



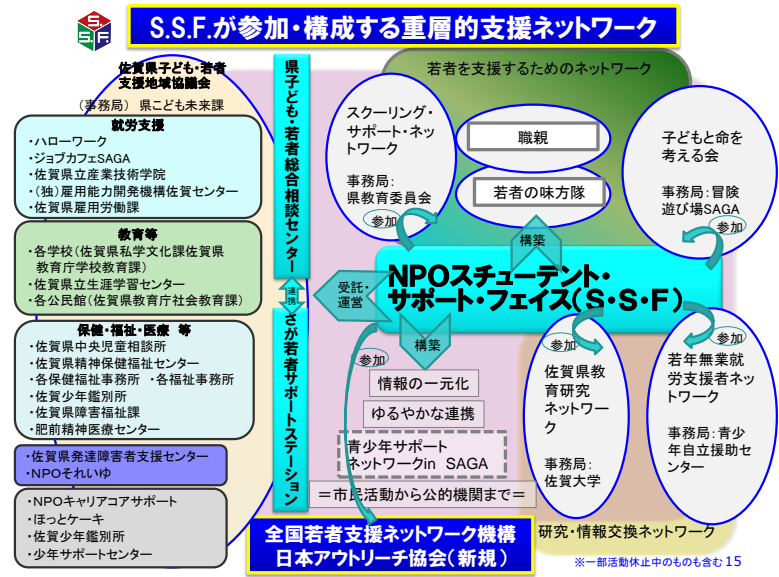


④一組織の限界も前提としたネットワーク活用型支援

問題意識：個人の資質や経験に頼った支援ではこれまでの限界を超えられない

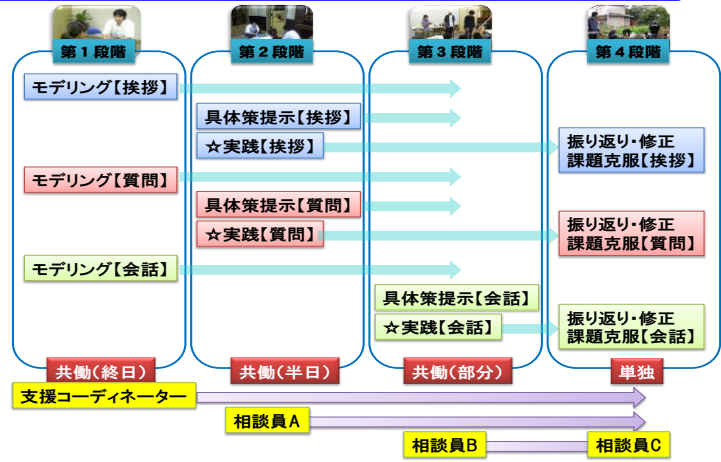
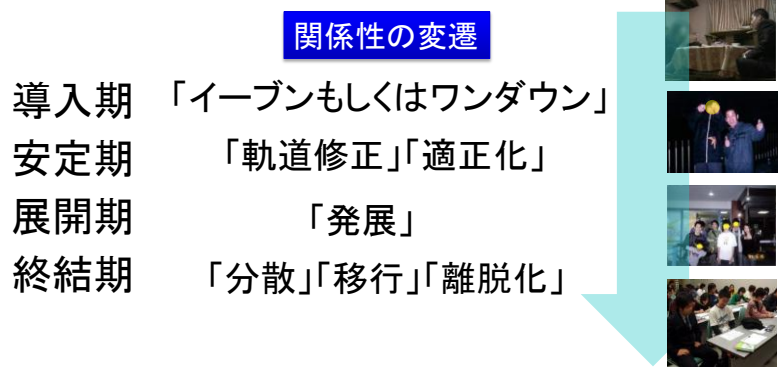
ネットワーク活用型の段階的支援

- 個別対応から集団活動までの段階的移行
- 個々人の状態に応じた経験・体験の場の確保
- 家族支援を含む他機関と連携した包括的支援
- 11の「重層的」な支援ネットワークの構成
- 対象者との関係性を活かしたコーディネート
- 自立に向けた一貫したフォロー



地域から全国まで、ボランティアから専門機関まで機能別・目的別に重層的にネットワークを構成

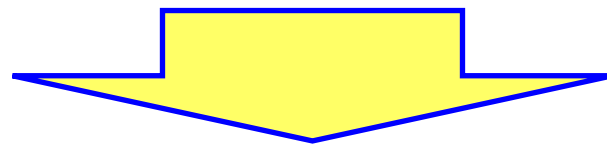
最も重要なのは『関係性』の構築と調整する力



関与の度合いを段階的に変化させることで依存を生まずに効果的かつ確実に自立へと移行する

**解決できる問題は
「家族と一緒に」解決する**

**対人、メンタル、学習、職業能力、環境等
多面的アプローチの必要性**



従来の公的支援の枠組の限界！

—担当者・—組織・個別分野を超える！



1. 慣習的に実施されている支援方法の見直し

ア)適切な「見立て」と「支援」ができる専門職の最前線への配置

「最後のセーフティネット」として機能させるためには、最も自立困難度の高い支援対象者への理解と対応のための専門性は必須

特に対人関係等に困難を抱える子ども・若者に対する支援においては当事者との「関係性」を構築する段階で専門的ノウハウが必要

専門機関への誘導が必要かどうかの見立ての方法も誘導の際の関わり方も最前線で接するケースワーカーが知らなければ効果的な連携は望めない

【現場の声】 ※県内外のケースワーカー等現場担当者にヒヤリングした際に挙げられた声
(ケースワーカーの声)

「多くのワーカーが心理等の専門資格を持たずにやっているので限界を感じることも多い」

「子どもや若者に対する支援についての研修もあるが体系的に学ぶことがない」

「制度の運用については短期間でも継承できるが、対人面のノウハウは継承できない」

「現場での対応は先輩職員から慣習的に引き継がれている」

「生活保護家庭が抱える問題が複雑過ぎて手が出せないし、専門機関を紹介しても行こうとしない」

「保護を切られたら死ぬ」「遺書にあなたの名前を書きます」等脅しもあり精神的に追い込まれてしまう

「一人当たり80～90世帯を担当する地域も現実には存在する」

「困っている当事者に何とかしてあげたいと思っても時間が作れない」

「下手に実績を残せばまた生活保護担当に回されると思うとモチベーションが上がらない」

「専門職の配置も一部で始まったが囑託で期限付きなのでノウハウが継承されるか心配」

(民生委員の声)

「民生委員は引き受けようとする人が少なくなり嫌々ながらの方もいて善意に頼ってばかりでは・・・」

「生活保護家庭の不正を伝えようとする狭い地域なので民生委員が犯人扱いされる。関わりたくない。」

「民生委員には不登校対策や非行対策等いろんな仕事が回される。高齢の人も多いので限界がある。」

「価値観が違い過ぎて今の若い人たちにはついていけないことが多い」

「不登校もひきこもりも昔はいなかったし問題が複雑すぎて対応できない」



1. 慣習的に実施されている支援方法の見直し

イ) 複数の専門職によるチーム対応を原則とした相談体制の強化

当事者が抱える問題は深刻かつ複雑な場合も多く、一分野の専門性では見立ての誤りを生むなどのリスクも高く適切な対応が難しい

複合的な問題を抱える若者の場合、長期化によって学年等の遅れが生じ2次的問題を生み出すリスクがあることから同時並行的な支援が求められる

当該分野における支援手法は確立されているとは言い難く効果的な支援や今後の改革に向けたエビデンスの蓄積という観点からも多角的な視点が必要



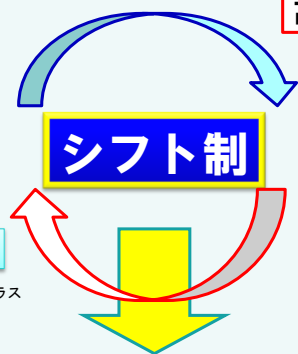
佐賀サポステにおける複数の専門職による「チーム対応」

【資格】 キャリア・コンサルタント、臨床心理士、社会福祉士、産業カウンセラー、学校心理士、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、職業訓練校指導員免許、心理相談員、精神保健福祉士、SSF支援コーディネーター等

【年齢層】 20代～60代までの各世代

- サポステ事業
- ①常勤（月16日）1名
 - ②常勤（月16日）1名
 - ③常勤（週5日）1名
 - ④非常勤（週5日）1名「枠」

※②には県負担臨床心理士として週1日がプラス
※事務員等は除く



高校中退者等アウトリーチ事業

- ⑤非常勤（月18日）1名「枠」

継続支援事業

- ⑥常勤（週5日）1名
- ⑦非常勤（週5日）1名「枠」
- ⑧非常勤（月10日）1名「枠」

※日単位での区分（重複無）
※その他関係機関やボランティアが関与

支援対象者の個性、状態、環境等に応じた多様なマッチング

個別担当者制:「より多く」の若者に「より深く」関与することが可能



年々向上する支援実績

【H21年度】

相談件数:7,725(4.1倍)
 来所者数:4,302人(1.4倍)
 受付カード:423名(2.5倍)
 ()内は全国平均との比較
 進路決定者数:256名

【H22年度】

相談件数:10,020件(4.5倍)
 来所者数:6,677人(1.8倍)
 受付カード:511名(2.8倍)
 ()内は全国平均との比較
 進路決定者数:314名

【H23年度】

相談件数:10,621件
 来所者数:8,108人
 受付カード:528名
 進路決定者数:396名

2. 関連支援機関との適切な役割分担と積極的な連携

ア) 地域若者サポートステーション事業の強化による適切な役割分担①

困難を抱える若者の職業的自立を支援するためには、心理的特性や抱える問題に対する適切な理解と支援計画の策定・評価が可能な専門的な知識・スキルが必要



当該分野の改革に向けて最も期待される取組の一つ

地域若者サポートステーション事業・・・【115か所】

厚生労働省と地方自治体が協働し、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立を目指し包括的に支援する事業。企画競争を経て若者支援の実績やノウハウを持つ地域のNPO法人などに事業を委託し、「地域若者サポートステーション」(愛称: サポステ)を設置。キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談や、自立に向けた支援プログラムの実施、ハローワークなど相談者に適切な支援機関への橋渡し、協力企業による就労体験など、地域のネットワークを活用した多様な支援策を提供している。

○ 「高校中退者等アウトリーチ事業」・・・【65カ所(平成23年度60カ所)】

ニートになることを未然に防ぐため、サポステに配置したキャリア・コンサルタントが学校と連携し、高校中退者を重点的に自宅など訪問支援(アウトリーチ)するもの。

○ 「生活支援等継続支援事業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【20カ所(平成23年度15カ所)】

(1) 学習支援

高校中退者などを対象に、高校の「学び直し」への支援や進路相談など、総合的・継続的な自立支援を実施するもの。

(2) 生活支援

公的職業訓練の受講者や受講が必要な人のうち、生活習慣が不規則であったり、対人関係が苦手といった課題を抱える人向けに、基本的な生活習慣や人との関わり方などを改善し、訓練の成果が定着するよう、支援するもの。

ア) 地域若者サポートステーション事業の強化による適切な役割分担②

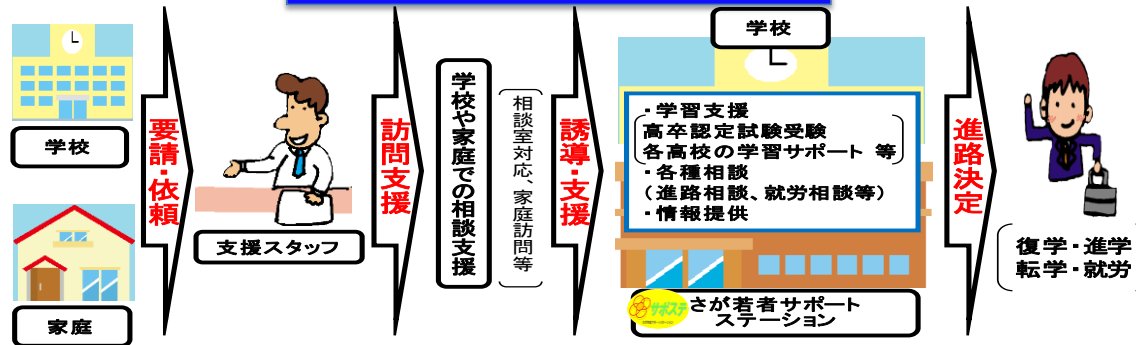
進路が決まらないまま高校を中退するとニート状態に陥り易く、年齢を重ねても抜け出しにくい

不登校や中退からひきこもるなどして社会的に孤立する若者の存在

① アウトリーチ(訪問支援)の拡充による早期発見・早期対応の取組の推進

- ・若者の自発的な行動を前提とした支援策の拡充に反した厳しい現実
 - ⇒ 支援が必要な若者にサービスを届ける手立ての確保
 - ⇒ 支援施設に足を運ばない若者への積極的なアプローチ
 - ⇒ 環境の問題等多重に困難を抱える若者への直接的な支援
 - ⇒ 全地域若者サポートステーションにおける標準装備の実現

高校中退者等アウトリーチ事業の流れ



アウトリーチの拡充に比例して伸びる佐賀の実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受付カード数	313	357(14%増)	423(35%増)	511(63%増)	528(69%増)
進路決定者数 (当該月)	130	256(97%増)	256(97%増)	314(142%増)	396(205%増)

※()内は平成19年度との比較

ア) 地域若者サポートステーション事業の強化による適切な役割分担③

② サポステを拠点とした学校教育と就労支援との連結による切れ目のない自立支援

- ・進路が決まらないまま中退する若者の高いニート化のリスク
 - ⇒ 学校訪問(校内カウンセリング)等による校内連携の拡充
 - ⇒ 完全不登校生徒を対象とした家庭訪問による連携の推進
 - ⇒ 高校不登校の適応指導教室の設置及びNPO法人等への委託の促進
 - ⇒ 中退者情報の共有による確実な支援への誘導と社会的孤立の防止

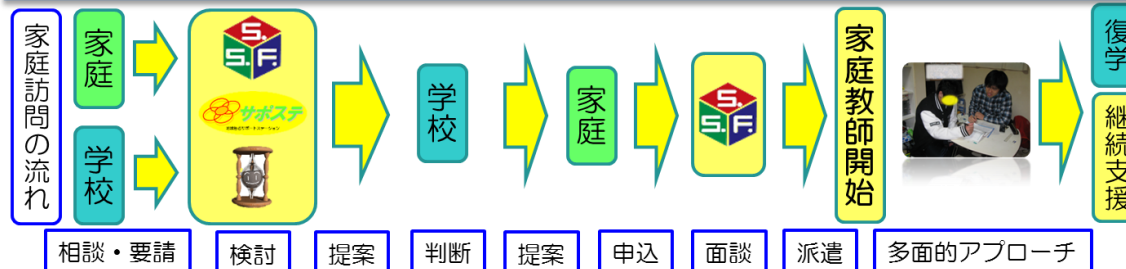
事例: 佐賀県が取り組む高校不登校を対象とした先進的協働事業

「高校における不登校等自立支援事業(佐賀県教育庁学校教育課)」:

高等学校における不登校や休学中の生徒の学校復帰や社会的自立を促すため、関係機関との連携の下、当該生徒に対する自立支援体制の構築を図ることを目的とする。

- ⇒ 全公立高等学校43校を対象とした学校訪問と連携協力体制の構築
- ⇒ 全県域に及ぶ包括的な発見誘導ネットワークの構築

「高校における不登校等の自立支援事業」における「家庭教師」派遣の流れ



2. 関連支援機関との適切な役割分担と積極的な連携

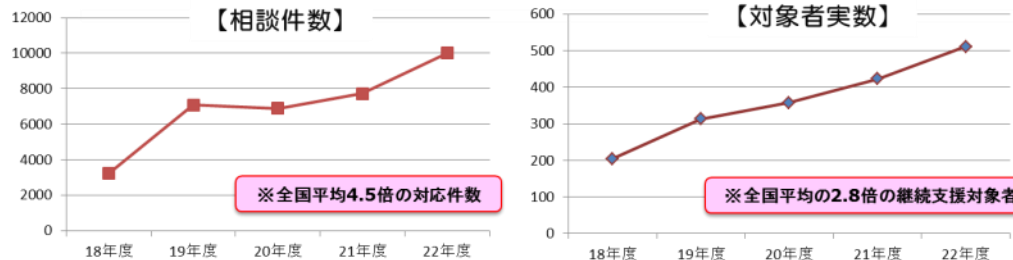
イ) 積極的な連携を可能とするためのインセンティブ(人材・予算)の確保

「連携」と称しつつ自立困難度の高いケースの「丸投げ」が起こるなど改善率の高い支援機関には相談が集中し易く負担が極端に増加する

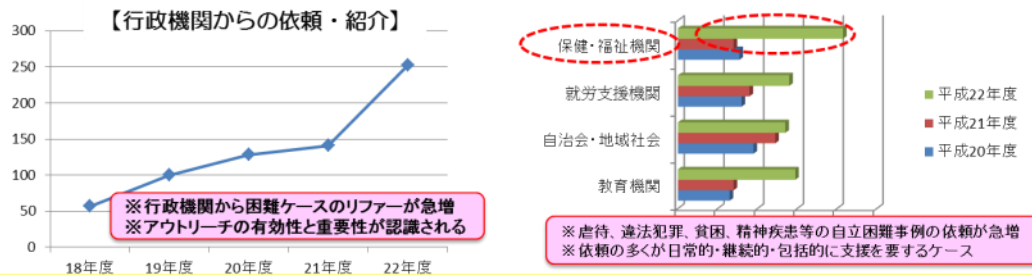
予算が予め確保されている行政機関に対するリファーと異なり、NPO等民間へのリファーは、当事者の経済状況次第で当該団体に赤字を背負わせる可能性がある

抜本的な改善にはNPOや専門機関の種別に関わらず貢献度に応じて人材や予算が配分されるようなインセンティブが必要

さが若者サポートステーションの実績の分析からの考察



全国トップレベルの相談件数・利用者数等全ての記録を更新するペースで推移



背景に当事者の口コミと行政機関が抱え込んでいた困難ケースのリファーが影響



2. 関連支援機関との適切な役割分担と積極的な連携

ウ)NPO等民間を費用対効果を高めるための取組の推進

行政が有期雇用で実施する自立支援分野の業務委託の促進

- ・非常勤、嘱託職員等非正規雇用に頼ってきた行政機関における自立支援活動
 - ⇒業務委託の推進することで受託するNPO法人等において継続雇用、正規雇用への転換
 - ⇒ノウハウの蓄積、人材育成等発展的な取組の促進による費用対効果の向上
 - ⇒生活保護等の対象から納税者への転換による社会保障制度の安定化
 - ⇒ひきこもり、ニート等の若者の集中的支援による自立で地域に更なる活力を生む

さが若者サポートステーションにおける就職等進路決定者数

	進路決定者数(当該月での決定者)											
	計	就職者			職業訓練	進学	進学					その他
		正社員	それ以外	高等学校			大学・短期大学	大学院	専門学校	その他		
平成21年度	256	147	22	125	8	82	36	11	1	20	14	19
平成22年度	314	185	30	155	28	89	50	14	2	14	9	12
平成23年度	396	258	53	205	25	110	60	28	2	18	2	3

22年度(10月～4月)進路決定者数全国1位(6か月後)

23年度(4月～10月)進路決定者数全国2位(当該月)

※多重に困難を抱えるケースに対しても複数の専門職によるチーム対応が有効

※アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチの効果

※県内某課が実施していたその他自立支援との費用対効果の比較で7倍～34倍という試算

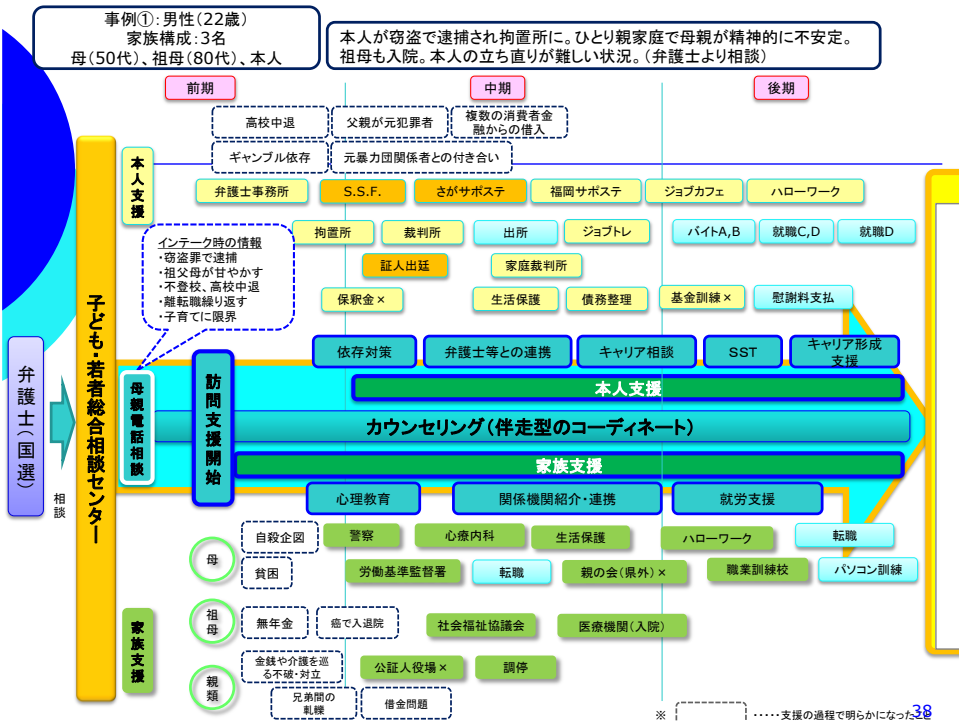
3. 責任を持って自立まで見届けるための補完的対策

ア) 専門的アウトリーチノウハウを持った伴走型コーディネーターの配置

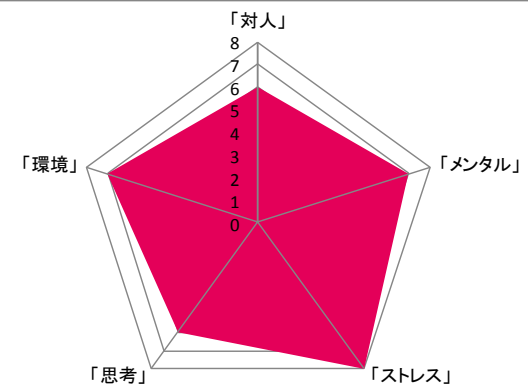
複数年の個別フォローアップによる早期退学・離職等の予防と定着支援

- ・離転職を繰り返したり、社会的との適切なつながりを失い孤立する若者の存在
⇒専門的アウトリーチによる早期発・見早期対応と社会的孤立の防止
- ⇒かかりつけ医的担当者制の創設による複数年にわたる個別のフォローアップ
- ⇒伴走型コーディネートによるキャリアパスの設計及びキャリアアップの促進

若者、一人ひとりに寄り添いながら継続的かつ多面的にアプローチする



キャリア・コンサルティングのための「Five different positions」



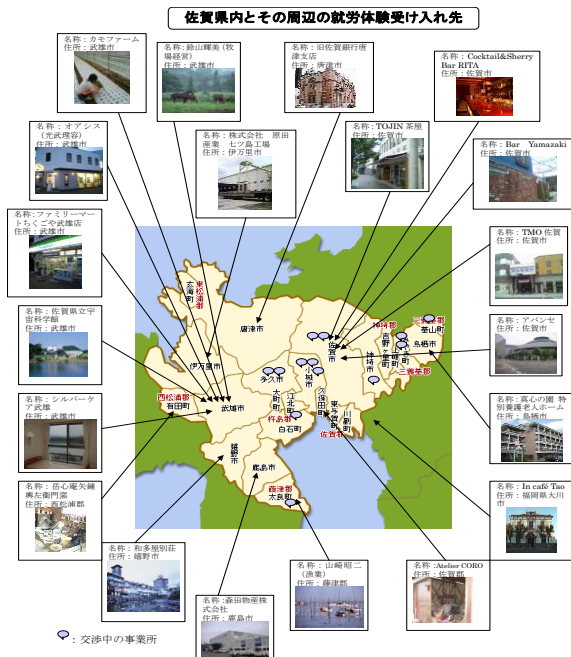
3. 責任を持って自立まで見届けるための補完的対策

イ) 社会的企業の創設・支援による公的支援手段の拡充

社会的企業における就業等を活用した就労機会の確保

- ・経験を積みたくても積めない若者や育てる余力を失った企業の存在
 - ⇒一般就労でも福祉的就労でもない中間的な労働機会の確保による多様な経験の場の創出
 - ⇒「職業訓練歴」よりも「職歴」を求める若者のニーズへの答え
 - ⇒困難を抱える若者の社会的孤立防止と正規雇用への段階的かつ確実な移行

～佐賀県版「職親制度」のもう一つの目的～



段階的移行を前提とした中間的な労働の場としての機能の付加

コーディネーターの介在による事業主側の雇用力・支援力の向上

困難を抱える若者の将来的な雇用の受け皿としての発展性

一人ひとりの特性に応じることが出来る新たな「働き方」の検討

「働き方」の社会的再考と新たな受け皿の創設の必要性



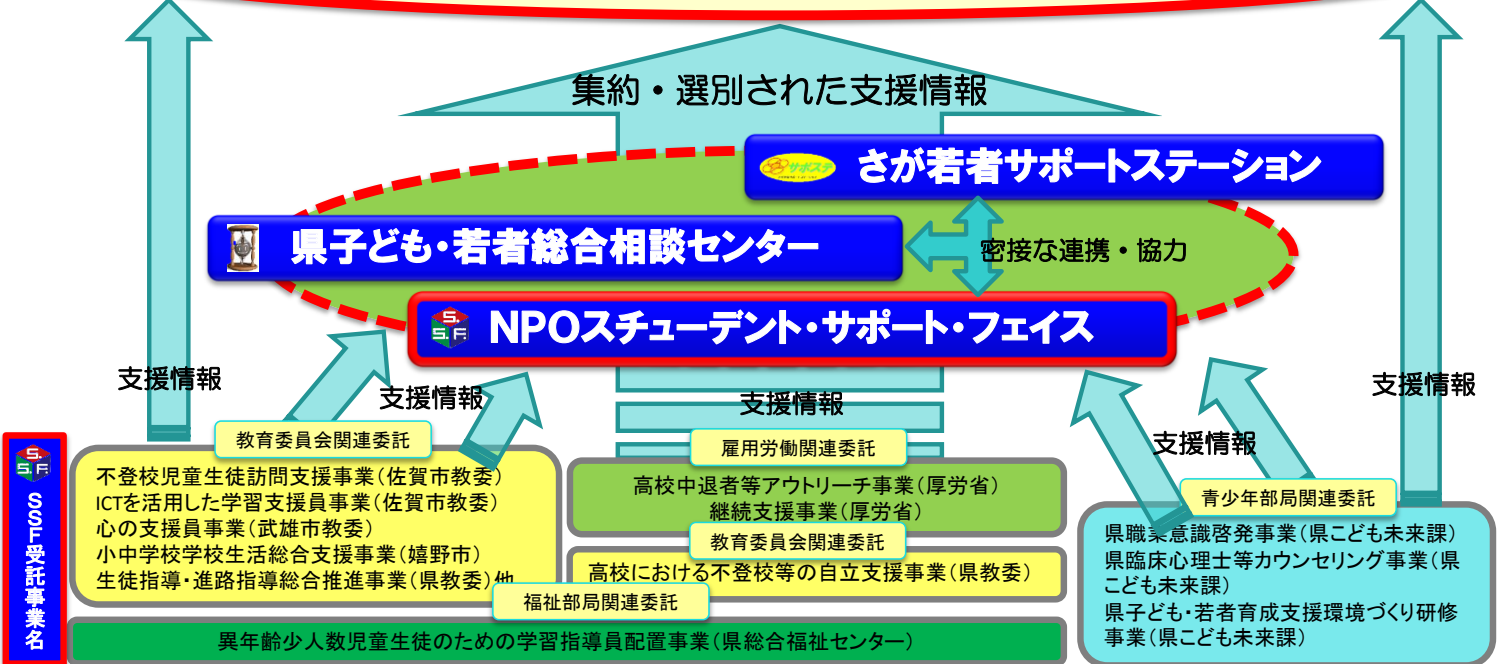
3. 責任を持って自立まで見届けるための補完的対策

ウ)複数分野の委託事業を組み合わせることによって総合的な体制を整える



SSFが受託する各事業から見た支援情報の集約の流れ

「協働」による継続的かつ総合的な自立支援



一つ一つは小さな支援事業でも「自立」をキーワードに組み合わせると大きな力になる

専門的なアウトリーチ手法が縦割りを超え、組織間に効果的な連携協力関係を構築

S.S.F.が介在することで関連分野の知見や施策が結集され有機的な連携が実現

伴走型のコーディネートによって自立まで見守れる継続的かつ効果的な支援を展開

協働による「結果」の共有が発展的取組を行うためのPDCAサイクルを構築

SSSFが受託する事業名

段階

業務内容の実例

義務教育段階

高等教育段階

就労段階

ICTを活用した学習支援事業

対象：完全不登校生徒
パソコン学習 訪問支援



小中学校学校生活総合支援事業

16名の常勤職員を学校に配置



異年齢・少人数児童のための学習指導員配置事業

児童相談所における学習支援



高校における不登校等自立支援事業

家庭教師方式の訪問支援



佐賀県職業意識啓発事業

認知行動療法を活用したジョブトレ



独自の研修制度と支援体制の活用

全国的にも稀な官民協働事業

全国的にも稀な高校支援

困難を抱える若者の職観の開拓

※平成24年3月31日現在

さが若者サポートステーションにおける実態調査報告(簡略版)

1. 方法

(1) 対象者 ○平成20年度「さが若者サポートステーション」利用者357名

平均年齢 全体 23.7歳、アウトリーチ対象者 22.7歳、アウトリーチ以外の対象者 24.4歳

○平成21年度「さが若者サポートステーション」利用者423名

平均年齢 全体 24.4歳、アウトリーチ対象者 23.2歳、アウトリーチ以外の対象者 25.2歳

(2) 調査項目の選定 利用者の状態像を把握するために必要と考えられる項目を挙げ、KJ法的手法を用いて分類した。

(3) 手続き キヤリア・コンサルタント、臨床心理士、学校教員免許、産業カウンセラー、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を有する2名以上の専門家が、若者と所属する家庭の協力を得て、面談や訪問支援を通じて、聞き取り調査又は生活場面での状況確認を行った。

(4) 分析方法 調査結果をもとに、各項目に該当する人数と全体における割合を示した。また、各項目ごとに、アウトリーチ対象者、アウトリーチ以外の対象者の割合を比較した。なお、調査において、十分な情報が得られなかった場合は、不明分としてカウントし簡略版では除外している。

※アウトリーチ以外の対象者は、結果に於いて「その他」と表記し、訪問支援を経ず自らサポートでの支援に結びついた利用者指す。

2. 結果	項目	全体		アウトリーチ		その他		
		あり割合	年度	あり割合	あり割合	あり割合		
不適応 経験	1 修学時の不適応経験	平成20年度	208	58.3%	121	73.3%	87	45.3%
		平成21年度	297	70.2%	171	97.2%	126	51.0%
きつかけ	2 いじめ (同級生、先輩、同僚、上司等からのいじめ)	平成20年度	125	35.0%	73	44.2%	52	27.1%
		平成21年度	129	30.5%	93	52.8%	36	14.6%
配慮す べき疾 患	3 対人関係のトラブル (属性、友人、教師、上司、同僚等との関係悪化等)	平成20年度	268	75.1%	133	80.6%	135	70.3%
		平成21年度	272	64.3%	155	88.1%	117	47.4%
行動面 の問題	4 社会生活上の挫折 (受験失敗、仕事上のミス等)	平成20年度	183	51.3%	95	57.6%	88	45.8%
		平成21年度	213	50.4%	112	63.3%	101	40.9%
支援経 験	5 精神疾患、症状 (疑いを含む)	平成20年度	139	38.9%	55	33.3%	84	43.8%
		平成21年度	164	38.8%	88	50.0%	76	30.8%
家庭環 境	6 知的障害 (疑いを含む)	平成20年度	18	5.0%	4	2.4%	14	7.3%
		平成21年度	21	5.0%	11	6.3%	10	4.0%
貧困	7 発達障害 (疑いを含む)	平成20年度	137	38.4%	76	46.1%	61	31.8%
		平成21年度	129	30.5%	72	40.9%	57	23.1%
支援機 関を利用 するに 当たっ ての困 難	8 自傷行為、自殺未遂等	平成20年度	44	12.3%	33	20.0%	11	5.7%
		平成21年度	67	15.8%	48	27.3%	19	7.7%
家庭環 境	9 家庭内暴力	平成20年度	75	21.0%	58	35.2%	17	8.9%
		平成21年度	106	25.1%	71	40.3%	35	14.2%
貧困	10 こだわり、異常行動	平成20年度	94	26.3%	72	43.6%	22	11.5%
		平成21年度	112	26.5%	74	42.0%	38	15.4%
支援機 関を利用 するに 当たっ ての困 難	11 生活リズムの乱れ、昼夜逆転	平成20年度	211	59.1%	123	74.5%	88	45.8%
		平成21年度	172	40.7%	112	63.6%	60	24.3%
家庭環 境	12 依存行動 (携帯、インターネット、ゲーム依存等)	平成20年度	105	29.4%	75	45.5%	30	15.6%
		平成21年度	116	27.4%	84	47.7%	32	13.0%
貧困	13 訪問型支援 (保護福祉機関や教育機関等の訪問支援)の利用経験	平成20年度	64	17.9%	56	33.9%	8	4.2%
		平成21年度	97	22.9%	81	46.0%	16	6.5%
支援機 関を利用 するに 当たっ ての困 難	14 施設型支援 (行先の相談窓口、スクールカウンセラー等)の利用経験	平成20年度	141	39.5%	79	47.9%	62	32.3%
		平成21年度	259	61.2%	135	76.7%	124	50.2%
家庭環 境	15 医療機関	平成20年度	150	42.0%	60	36.4%	90	46.9%
		平成21年度	152	35.9%	69	39.2%	83	33.6%
貧困	16 複数の支援機関の利用	平成20年度	229	64.1%	119	72.1%	110	57.3%
		平成21年度	205	48.5%	111	63.1%	94	38.1%
支援機 関を利用 するに 当たっ ての困 難	17 心的要因 (支援に対する不信がある)	平成20年度	173	48.5%	108	65.5%	65	33.9%
		平成21年度	167	39.5%	108	61.4%	59	23.9%
家庭環 境	18 保護者要因 (支援に対する理解が得られない)	平成20年度	87	24.4%	46	27.9%	41	21.4%
		平成21年度	81	19.1%	51	29.0%	30	12.1%
貧困	19 本人要因 (初回の段階で本人の同意が得られない)	平成20年度	137	38.4%	90	54.5%	47	24.5%
		平成21年度	153	36.2%	105	59.7%	48	19.4%
支援機 関を利用 するに 当たっ ての困 難	20 虐待の有無	平成20年度	26	7.3%	16	9.7%	10	5.2%
		平成21年度	20	4.7%	11	6.3%	9	3.6%
家庭環 境	21 保護者、家族の問題 (法的障害、精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	平成20年度	64	17.9%	34	20.6%	30	15.6%
		平成21年度	114	27.0%	73	41.5%	41	16.6%
貧困	22 保護者と本人との関係性の悪化	平成20年度	110	30.8%	76	46.1%	34	17.7%
		平成21年度	161	38.1%	104	59.1%	57	23.1%
支援機 関を利用 するに 当たっ ての困 難	23 被支援困難者 (経済的事由で支援が受けられない)	平成20年度	73	20.4%	45	27.3%	28	14.6%
		平成21年度	97	22.9%	61	34.7%	36	14.6%
貧困	受付カード数	平成20年度		357	165	192		
		平成21年度		423	176	247		